



IT点呼キーパーAPI利用規約（接続先用）

本API利用規約（以下、「本利用規約」といいます）はテレニシ株式会社（以下、「当社」といいます）が運営・提供する総合クラウド点呼システムIT点呼キーパー（以下、「IT点呼キーパー」といいます）と連携するためのIT点呼キーパーAPI（以下、「IT点呼キーパーAPI」といいます）の利用に関する規定条件を定めたものです。

IT点呼キーパーAPIを利用しサービスを提供しようとする者（以下、「API接続先」といいます）は、本利用規約に同意してIT点呼キーパーAPIを利用する必要があります。API接続先がIT点呼キーパーAPIを利用することにより、本利用規約の全ての記載内容について同意したものとみなされ、IT点呼キーパーAPI利用契約（以下、「本契約」といいます）が成立します。なお、本利用規約をご了承頂けない場合、IT点呼キーパーAPIを利用する権利は付与されません。

第1条（適用）

1. API接続先が、本利用規約に同意してIT点呼キーパーAPIを利用する場合、API接続先は本契約の同意後、かつ当社ユーザーの所属する法人またはその他の団体（以下、「法人等」といいます）の同意およびユーザー毎の申し込みを得て、APIの接続が可能となるものとします。その場合、API接続先がAPI接続先の所属する法人等の名において本契約を締結する権限を有することを表明したものとします。但し、API接続先が、API接続先が所属する法人等に本契約の効果を帰属できなかった場合は、本利用規約に同意してIT点呼キーパーAPIを利用した当該API接続先にその一切の責任が発生するものとし、当社の選択に従い、本契約の履行または本契約の取消しが選択されるものとします。
2. なお、API接続先に適用されるIT点呼キーパーのライセンスや当社パートナーの条件として、IT点呼キーパーAPIの利用に関する別段の定めがある場合、当該別段の定めが本利用規約に優先されるものとします。

第2条（利用規約の変更）

当社は、本利用規約を任意に変更することがあります。変更後の本利用規約の効力は、当社が運営するウェブサイトおよび各種アプリケーション（以下、「本サービスサイト」といいます）上に表示した時点より効力が生じます。

第3条（IT点呼キーパーAPIの概要）

1. 当社は、API接続先がIT点呼キーパーAPIを介して連携するアプリケーション（以下、

「連携アプリケーション」といいます) の設計、試験、開発、販売、使用、その他別途許諾した行為を行うことを目的として、IT点呼キーパーAPIに関して提供されるAPI仕様書(以下、「API仕様書」といいます)を非独占的に使用することを許諾します。但し、API接続先は、API仕様書に記載された態様、用法に従ってIT点呼キーパーAPIを使用しなければならないものとし、連携アプリケーションをAPI接続先の顧客に販売する場合は、当該連携アプリケーションについて、IT点呼キーパーAPIを利用したものである旨を表示しなければなりません。

2. 当社は、API接続先に対して、当社が指定する方法でIT点呼キーパーAPIを利用する際に必要なAPIキー(以下、「APIキー」といいます)を発行し、またはAPI接続先がAPI接続先の顧客からAPIキーを受け取り、IT点呼キーパーAPIを利用することができるものとします。なお、API接続先はAPIキーの管理について一切の責任を持つものとします。

第4条 (IT点呼キーパーAPIの利用料金)

API接続先は、IT点呼キーパーAPIを原則として無償で利用することができます。但し、次の各号のいずれかの理由により、有償となる場合があります。

- (1) あらかじめ、有償となる旨を本サービスサイト上における告知その他適宜の方法によってAPI接続先に案内した場合
- (2) API接続先に適用されるIT点呼キーパーのライセンスや当社パートナーの条件として、IT点呼キーパーAPIの利用に関する別段の定めがある場合
- (3) API接続先によるIT点呼キーパーAPIの利用回数やデータ転送量などが当社想定基準を超え、他のAPI接続先に対するIT点呼キーパーAPIの提供に支障をきたす場合等、当社が当該API接続先に対する利用制限等が必要と判断し、API接続先に課金を行うことを必要と判断した場合

第5条 (当社ユーザー情報の利用)

1. API接続先は、当社ユーザーが別途当社サービス上または対象サービス上において予め承諾した場合に限り、当社APIの利用により、当社ユーザーが当社サービスを通じて入力および表示させている当社ユーザー情報へアクセスし、当該当社ユーザー情報を当社ユーザーに対する対象サービスの提供に必要な範囲で利用することができます。
2. API接続先が当社APIを通じて取得できる当社ユーザー情報の範囲は、当社が自らの裁量により決定することができるものとします。
3. API接続先は、当社ユーザー情報を善良な管理者の注意をもって管理することとします。なおAPI接続先はユーザー情報の利用目的について事前の同意を取得するものとし、利用者が同意した目的以外で、利用情報を利用してはならず販売その他の行為を

行わないものとします。

4. API接続先は、当社ユーザー情報について、一切の変更、改変、翻案を行ってはならないものとします。
5. API接続先は、当社ユーザーから要請があった場合、当社ユーザー情報の全部または一部を削除するものとします。
6. API接続先は、利用契約が終了した場合または当社から求められた場合、当社の指示に従い、当社ユーザー情報を速やかに対象サービスから削除しなければならないものとし、かつ、当社ユーザー情報、当社ユーザー情報を記載または包含した書面その他記録媒体物およびすべての複製物を当社に返却もしくは廃棄しなければならないものとします。

第6条（当社のサービス名・ロゴの利用）

API接続先は、当社サービス名等を利用する場合、当社のイメージを棄損したりする態様、対象サービスの閲覧者に対して当社とAPI利用者がなんらかの提携関係にあるかのような印象を与える態様、当社とAPI利用者の提供するサービスが同一サービスであると誤認混同するような態様で利用しないものとします。

第7条（プレスリリース等）

API接続先は、本契約に基づくIT点呼キーパーAPIとの連携のプレスリリースを行う場合は、プレスリリースの時期および内容について、あらかじめ当社に通知し、当社の承諾を得ることとします。

第8条（本契約の契約期間）

1. 本契約の契約期間は、本契約の成立より、当社が本契約に基づくIT点呼キーパーAPIの提供を終了するまでとします。なお、当社がIT点呼キーパーAPIの提供を終了する場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、本サービスサイト上に告知その他適宜の方法によってAPI接続先に案内するものとします。
2. 前項の定めに関わらず、お客様は、本契約に基づくIT点呼キーパーAPIの使用を中止することにより、いつでも本契約を終了することができるものとします。

第9条（IT点呼キーパーAPIの停止）

当社は、次の各号の理由により、API接続先へ事前の通知なしにIT点呼キーパーAPIを停止する場合があります。

- (1) IT点呼キーパーAPIを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守または工事上やむを得ないとき、またはやむを得ない障害が発生したとき
- (2) IT点呼キーパーAPIに著しい負荷や障害が与えられること等によって正常なサービス

を提供することが困難である場合、または困難であると当社が判断したとき

- (3) IT点呼キーパーAPIに関するデータの改ざん、ハッキング等IT点呼キーパーAPIを提供することにより、API接続先または第三者等が著しい損害を受ける可能性を当社が認知したとき
- (4) 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービス、その他の公共サービスの提供が停止されることで、IT点呼キーパーAPIの提供が困難になったとき

第10条（免責・無保証）

1. 当社は、IT点呼キーパーAPIを現状有姿で提供するものとし、IT点呼キーパーAPIの内容の追加、変更またはIT点呼キーパーAPIの停止、終了によってAPI接続先に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
2. 当社は、IT点呼キーパーAPIの安全性、正確性、確実性、有用性、適法性、可能性等明示的か黙示的に関わらず、いかなる種類の保証も行わないものとします。
3. 当社は、IT点呼キーパーAPIへのアクセス過多、その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。
4. 当社は、連携アプリケーションまたは第三者サービス上（API接続先側のサーバー等含む）で発生した情報の漏えい等の責任について一切の責任を負わないものとし、当社が、第三者から当該理由を原因として請求された場合、API接続先はその一切の費用を当社に補償するものとします。
5. 当社は、API接続先によって登録される情報を監視、保存する義務を負わないものとします。
6. 当社は、本契約の定めに従ったことによりAPI接続先に損害を与えた場合、通常損害、直接損害、逸失利益、間接損害、懲罰的損害およびその他の特別損害につき、一切責任を負わないものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合については、当社に適用される法令の範囲内で責任を負うものとします。

第11条（禁止事項）

1. API接続先は、IT点呼キーパーAPIの利用に関して、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) IT点呼キーパーAPI、API仕様書、その他甲が提供する資料等の改変・改ざん・解析する行為
 - (2) IT点呼キーパーAPIに関する技術上の秘密を漏洩する行為
 - (3) API仕様書に記載した稼働環境下以外でIT点呼キーパーAPIを使用する行為
 - (4) 意図の有無を問わずIT点呼キーパーAPIに対して過剰にアクセス・攻撃する行為
 - (5) APIキーを用いてIT点呼キーパーAPIを経由して取得した情報を連携アプリケーション

上で利用せず、その他の用途で利用する行為

- (6) IT点呼キーパーAPIへのアクセスを販売、貸与、リースまたはサブライセンスする行為
 - (7) 当社と競合する事業者がIT点呼キーパーAPIを利用する行為
 - (8) リバースエンジニアリング、逆アSEMBルおよび逆コンパイル等の行為
 - (9) スクレイピング、クローリング（クローラ、ロボットまたはスパイダー等のプログラム）及びその他の類似の手段によってアクセスし、または情報を取得する行為
 - (10) ウィルス等の有害なプログラムを送信してサービスに負荷をかける行為、あるいは受信可能な状態に置く行為
 - (11) 公序良俗に反する用法等、ビジネスアプリケーション連携として相応しくない行為
 - (12) その他、当社が不適當と認めた行為
2. 前項に定める禁止事項に該当した場合には、利用者は当社に対し当社がこれにより被った一切の損害（弁護士費用を含みます。）および損失を賠償または補償するものとします。
3. 当社は、API接続先に前項の違反行為があると判断した場合、API接続先の許可なくIT点呼キーパーAPIへの連携を遮断することができるものとします。

第12条（本契約の解除）

API接続先および当社は、相手方に以下にあげる各号のいずれかの事由に該当したときは、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 本契約の定めに違反したとき
- (2) 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、またはこれに類する事態が生じたとき
- (3) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき（第三者債務者としての場合を除く）
- (5) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社更生手続きおよび民事再生手続き、特別清算手続き等の倒産処理手続き（本契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む）の申し立て原因を生じ、またはこれらの申し立てを受けもしくは自らこれらの申し立てをしたとき
- (6) 合併によらずして解散したとき
- (7) API接続先が本利用規約第9条の禁止事項に違反したとき
- (8) 本利用規約第14条の確約に違反したとき
- (9) その他、個別業務の遂行が困難になる恐れありと判断する相当の事由が生じたとき

第13条（機密保持）

API接続先および当社は、相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の機密情報を機密に取り扱うものとし、但し、次の各号のいずれかに該当する資料および情報は機密情報に含まないものとし、

- (1) 既に公知のものまたは自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 既に保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
- (5) 機密情報によらずに独自に開発しまたは知り得たもの

第14条（権利の譲渡）

API接続先は、当社による事前の書面による承諾を得ることなく本契約上の権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはなりません。

第15条（財産権の帰属）

本契約の履行にあたり、当社がAPI接続先に提供したソフトウェア、ハードウェアその他の物品に関する所有権・著作権・商標権・特許権その他一切の権利は、本利用規約において別段の定めのある他、全て当社に帰属するか、または当社が権限を有する第三者より正当な権利を取得しているものであり、API接続先は、いかなる場合であってもかかる権利を一切取得できません。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. API接続先および当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。
2. API接続先および当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説・偽計・威力を用いて会社の信用を毀損しまたは会社の業務を妨害する行為、反社会的勢力の活動を助長しまたはその運営に資する行為、反社会的勢力への利益供与等その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

第17条（不可抗力）

当社は、天変地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、感染症の流行等又はそれに関する政府等の要請に基づく事業方針等の急変、公権力による命令・処分、ストライキ等の労働争議行為、停電、通信回線の異常、輸送機関の事故その他不可抗力等、本契約当事者

の責めに帰すことのできない事由により、本契約の全部または一部が履行不能または履行遅滞が生じた場合は、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。但し、金銭債務は除くものとします。

第18条（連絡・通知）

IT点呼キーパーAPIの利用に関する問い合わせその他API接続先から当社に対する連絡または通知及び本規約の変更に関する通知その他当社からAPI接続先に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第19条（協議解決）

API接続先および当社は、本利用規約に定めのない事項または本利用規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第20条（準拠法および合意管轄）

1. 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本契約に関する訴訟については、その請求額に応じて大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（権利非放棄）

当社が、API接続先に対して本契約のいずれかの規定の履行を要求せず、またはその要求が遅れた場合でも、その権利または規定の放棄を構成しないものとします。

第22条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項が管轄権を有する裁判所によって無効とされた場合であっても、本契約の残りの条項の有効性に影響を与えないものとします。

（付則）

1. IT点呼キーパーAPI利用規約は令和5年3月1日から施行します。（初版）
2. IT点呼キーパーAPI利用規約施行前にAPI接続先によって行われた行為についてもIT点呼キーパーAPI利用規約が適用されます。